

公共施設及びインフラ資産の防災・減災及び 老朽化対策の強化について

北海道部会提出
説明担当 富良野市

我が国においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、学校、公営住宅等の公共施設（建築物）や道路、橋梁、上下水道等のインフラ資産が集中的に整備されたが、近年、こうした公共施設やインフラ資産の老朽化が問題となっている。特に平成24年12月に発生した中央自動車道笛子トンネルの天井板落下事故は、国民の生命を脅かすものとして、この問題をクローズアップさせた。

今後、公共施設等の老朽化がますます進行していく中にあって、多くの地方自治体は財政状況が極めて厳しく、計画的な更新費用を確保していくことが困難な状況にある。

公共施設及びインフラ資産の防災・減災及び老朽化対策は、国、地方を挙げて取り組むべき重要な課題であることから、国においては、地方自治体が計画的かつ効率的に公共施設等の点検、維持管理、更新等が着実に進められるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共施設やホテル、旅館等の大規模建築物等の耐震化などをさらに促進するため、補助率の拡大など補助制度の充実を図るほか、緊急防災・減災事業の継続と必要な地方債資金の確保など、適切な財政措置を講じること。
2. 道路、橋梁、上下水道等のインフラ資産の耐震化や維持補修の強化を図るため、財政措置を充実し、防災・減災及び老朽化対策を促進すること。
3. 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
4. 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。

また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。